

誰のため？ 何のため？

■著作権法改正へ——山田 奨治

環太平洋連携協定（TPP）交渉では、条文本体だけでなく二国間で取り交わした交換文書にも大事な合意事項が書かれてあります。日米の交換文書に「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」というものがあります。一見して著作権とは関係なさそうなタイトルですが、このなかに将来の著作権法改正に結びつくかもしれないことが含まれています。「日本国政府は、私的使用の例外があらゆる違法なソースからの他の著作物のダウンロードに適用されないようにすべきかどうかについて、可能な限り速やかに、遅くともTPP協定が両国について効力を生ずる時までに、著作権分科会に再び諮る」と米国が要求し、

日本はそれに同意しているのです。

2009年の著作権法改正

で、インターネットに違法にアップロードされている録音と録画を、違法なものとして知ら

9 違法ダウンロードが拡大？

この部分は公開に適さないため削除されています。

ダウンロードすることが、個人が家庭内ですることであっても罰則の付かない違法行為になりました。さらに12年の改正では、録音と録画の有償著作物等に限って「違法ダウンロード」した者に2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はその両方が科せられるようになりました。このことは、映画館で本編の直前に流れるバントマイムのPR映像ですっかりおなじみでしょう。実はこの改正は文化審議会著作権分科会の合意がなく、業界のロビー活動のままに政治家が主導して行ったものでした。

日米の交換文書によると、「違法ダウンロード」を録音と録画に限定することをやめて、対象を文章・写真・絵画などのあらゆる種類の著作物に広げること

米要求、ネットの利便性損失

を、TPPが発効するまでに著作権分科会で審議することになります。米国はこれとおなじことを2011年の「日米経済調和対話」でも日本に要望していた、それをTPPにも持ち込んだのです。もちろんTPPでは「違法ダウンロード」の対象を必ず広げるとまで約束していませんが、「外圧」を受けてその方向で可能性が検討されることになるのでしょう。

さて、「違法ダウンロード」の範囲を米国の要求通りに広げると、いったいどうなるのでしょうか？ たえば新聞や雑誌の記事を無断で転載しているウェブサイトの画面を個人的な目的でパソコンに保存すれば「違法ダウンロード」になります。米国ではそうした行為をしても訴えられることはありません。一定の要件を満たした利用行為を認める「フェアユース」の規程があるからです。法体系が違えば日本でも、米国がいうように「違法ダウンロード」の範囲を広げてしまうと、個人が家庭内で普通にインターネットを利用するときに行っていることの多くが違法になってしまうかねえせん。そんな規制を作っても、インターネットの利便性を削ぐだけで、国民は著作権法を守る意義を感じなくなるでしょう。米国の要求を拒否できないのなら、「フェアユース」のようなセーフガードが必ずです。

（国際日本文化研究センター教授）